タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社網走ハイヤー（法人番号８４６０３０１００３０６１） 代表者小澤友基隆	北海道網走市新町２丁目２２－２	小清水営業所	北海道斜里郡小清水町小清水５１９	R4.10.25	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他４件	令和４年８月１日、長期末監査を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。 （１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第１項）、（２）点呼の実施義務違反（運輸規則第２４条第１項、第２項）、（３）点呼の記録義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）	1	1
	以下余白									